

## 「(仮称) 千代田区議会議員政治倫理条例」に関する決議

区議会議員は、区民の信託を受け区民の代表として、議員活動を通じて区民福祉の向上に努める責務を有している。区民の信頼なくして議員活動は成り立ち得ないのであり、議員は公職にある者としての高い倫理観を持ち、明確な政治倫理基準に基づき、説明責任を果たしつつ誇りをもって活動を行っていくことが必要である。

千代田区議会はこれまでも、議会活動条件整備等検討会において、「議員の倫理・活動に関する規程の制定」を検討してきたが、今後、区民の議会への信頼を一層確固たるものにするため、「(仮称) 千代田区議会議員政治倫理条例」の制定に向け、今定例会より精力的に取り組むものである。

なお、条例では、議員の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定め、その政治倫理の確立を図り、もって区民に信頼される公正で開かれた議員活動の展開に寄与する。

以上、決議する。

平成23年10月5日

千代田区議会